

2025 年 11 月 26 日 全 15 頁

給付付き税額控除実現に向けたロードマップ

「社会保険料還付付き税額控除」なら早期実現も可能

金融調査部	主任研究員	是枝 俊悟
	研究員	平石 隆太
経済調査部	エコノミスト	畑中 宏仁
	シニアエコノミスト	吉田 亮平
	エコノミスト	吉井 希祐

[要約]

- 高市早苗政権は税・社会保障の負担と給付の構造につき一体改革を行う方針で、給付付き税額控除をその有力な手段と位置づける。日本では低所得世帯全般の税・社会保障の純負担率が高い一方で、低所得の子育て世帯に対する給付や税の軽減が特に少ない。
- これらを調整するための給付付き税額控除導入案につき、諸外国の例を参考に 4 類型 15 ケースの財政規模を試算し、執行面の課題を検討した。米国では約 3 割の誤支給が生じており、資産や所得の精緻な捕捉が誤支給の起こりにくい制度設計が課題となる。
- また日本では、社会保険の被扶養者や年金生活者のいる世帯では純負担率が低く、新たな給付の対象とすることは適当でない。こうした現行制度の制約の下で早急に負担調整を行う場合は、労働所得に係る社会保険料の範囲で給付を行う「社会保険料還付付き税額控除」の導入が有力な選択肢になる。
- これを第 1 ステップとした上で、所得や資産を捕捉する枠組みや税・社会保障制度の全体像などについての検討を進め、ニーズを的確に反映した精緻な制度へのアップデートを図るべきだ。

[目次]

1. はじめに
2. 国際比較による日本の税・社会保障の負担構造
3. 給付付き税額控除による負担調整案の試算
4. 給付付き税額控除の執行上の課題と日本での実現に向けたロードマップ

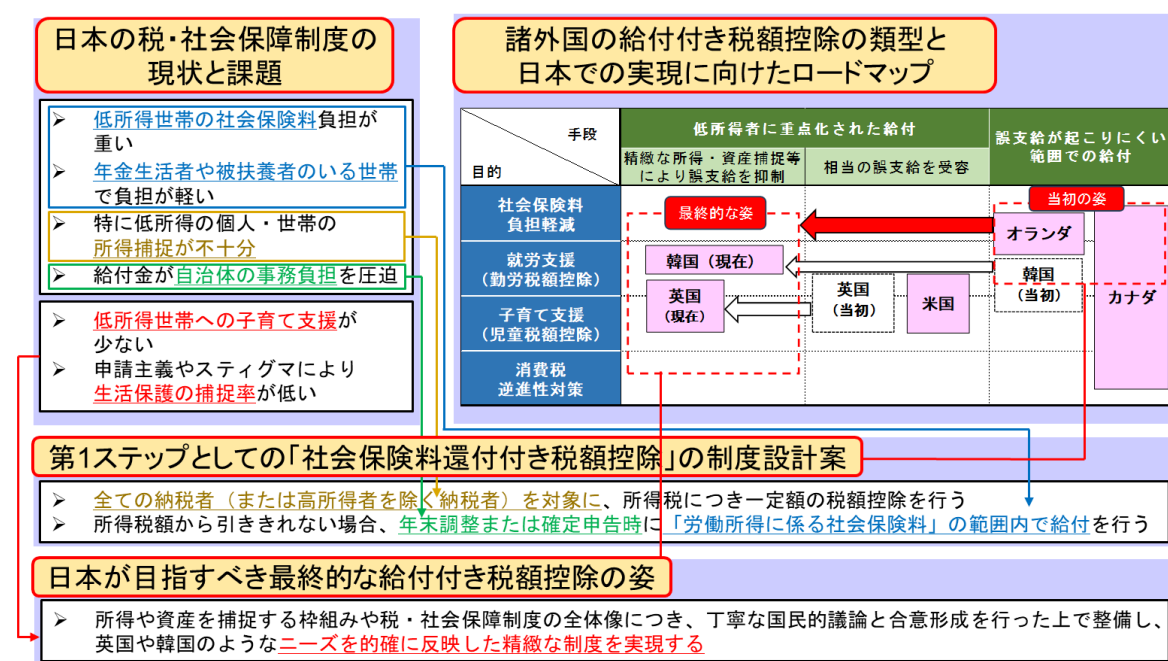
1. はじめに

高市早苗首相は2025年10月24日の所信表明演説で、「超党派かつ有識者も交えた国民会議を設置し、給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論¹」する考えを示した。本稿では、近日設置される国民会議における議論を見据え、現役期の家計の税と社会保障の負担と給付の構造を分析し、諸外国の経験を踏まえ、日本の課題解決に有効な給付付き税額控除の制度設計案を検討する。

図表1 は本稿の結論を先取りしたものだ。日本では低所得世帯全般の税・社会保障の純負担率が高く、低所得の子育て世帯に対する給付や税の軽減が少ない。給付付き税額控除により、低所得世帯全般の社会保険料負担の軽減や低所得の子育て世帯への支援の強化が望まれる。

だが、所得や資産の捕捉が不十分な中での給付付き税額控除の実施は、相当の誤支給の発生が懸念される。また、現在の日本では、社会保険の被扶養者や年金生活者のいる世帯では純負担率が低く、これらの世帯を給付の対象とすることは適当でない。こうした制約の下、現制度を利用することで早急に負担調整を行う場合は、労働所得に係る社会保険料の範囲で給付を行う「社会保険料還付付き税額控除」の導入が有力な選択肢になる。これを「第1ステップ」とし、所得や資産を捕捉する枠組みや税・社会保障制度の全体像などについての検討を進めることで、英国や韓国のようなニーズを的確に反映した精緻な制度を段階的に実現していくべきだ。

図表1：本レポートの概要



（出所）各種資料をもとに大和総研作成

¹ 首相官邸「第219回国会における高市内閣総理大臣所信表明演説」（2025年10月24日）

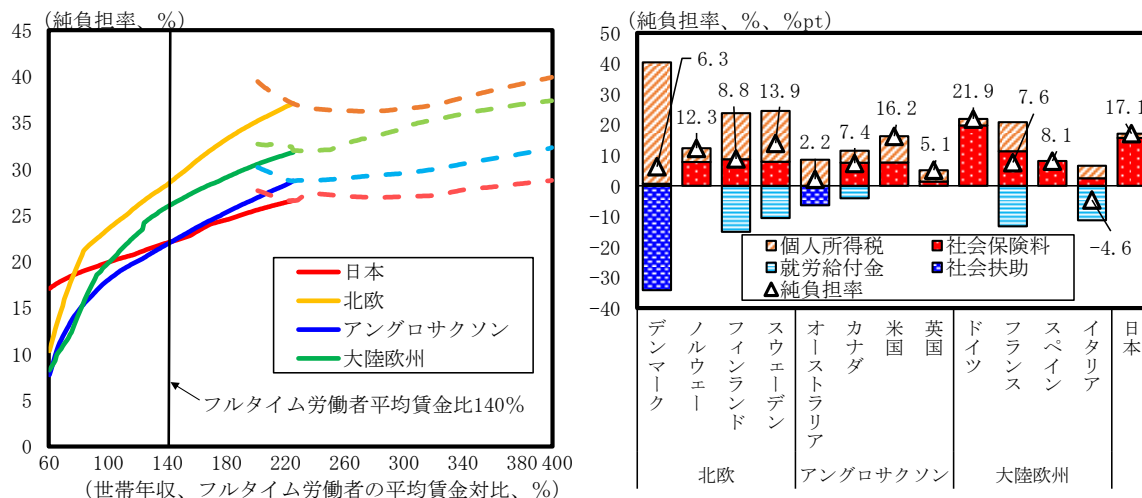
2. 国際比較による日本の税・社会保障の負担構造

日本は低所得世帯の社会保険料負担が重い一方、就労給付金等の負担軽減幅が小さい

末吉他（2025）は、経済協力開発機構（OECD）の tax-benefit model (TaxBEN) を用いて夫婦と子ども 2 人の子育て世帯における純負担率²の国際比較を行っている。その結果、日本は諸外国と比べ低所得子育て世帯の負担が重い一方、高所得子育て世帯の負担が軽く、累進性が十分に働いていない構造が示された。本レポートでは、これを「夫婦のみの世帯の純負担率」と（夫婦のみの世帯と比べた）「子育て世帯への純負担率軽減幅」に分解し、日本の再分配面での課題をより詳しく整理する。

図表 2 左は、夫婦のみ世帯の世帯年収別純負担率を国際比較したものだ。図表 2 右で示した先進 12 カ国を「北欧」「大陸欧州」「アングロサクソン」に分類すると、フルタイム労働者の平均賃金比 60%（日本の場合 325 万円程度）の世帯の純負担率はいずれの地域の平均も 10% 程度以下にとどまる。平均賃金比 60% を上回る所得の世帯に対しては、北欧、大陸欧州、アングロサクソンの順に累進性の高い負担を求めている。日本では、平均賃金比約 75%（同 407 万円程度）を下回る世帯の負担は比較的「大きな政府」を志向する北欧諸国よりも高い一方で、平均賃金比約 140%³を上回る世帯の負担は比較的「小さな政府」を志向するアングロサクソン諸国よりも低い構造にある。

図表 2：夫婦のみ世帯の純負担率（左）と平均賃金比 60% 所得世帯の純負担率の内訳（右）



(注 1) 左図、右図ともに、世帯主年齢 40 歳の共働き世帯を想定。

(注 2) 左図の実線は配偶者が平均賃金比 25% の所得を得ているパートタイム労働者である世帯、点線は配偶者が平均賃金比 200% の所得を得ているフルタイム労働者である世帯をそれぞれ示している。

(注 3) 右図は世帯主の収入が平均賃金比 35%、配偶者との合計世帯収入が平均賃金比 60% となる世帯を想定。

(出所) The OECD tax-benefit model, Model Version 2.7.1 より大和総研作成

² 「純負担率」は、個人所得税と社会保険料負担から各種手当を差し引き、世帯収入（給与収入）で除したものの。個人所得税は賃金に対するもので、住民税等を含む。社会保険料は従業員負担分。

³ TaxBEN では、2024 年の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき、フルタイム労働者の平均賃金を年 542 万円としている。同年の「国民生活基礎調査」によると、18 歳未満の児童のいる世帯の稼働所得（雇用者所得、事業所得等の労働による所得で雇用者においては給与所得控除を控除しない「収入」に相当する）の平均は 761 万円であり、フルタイム労働者の平均賃金の約 140% に相当する。

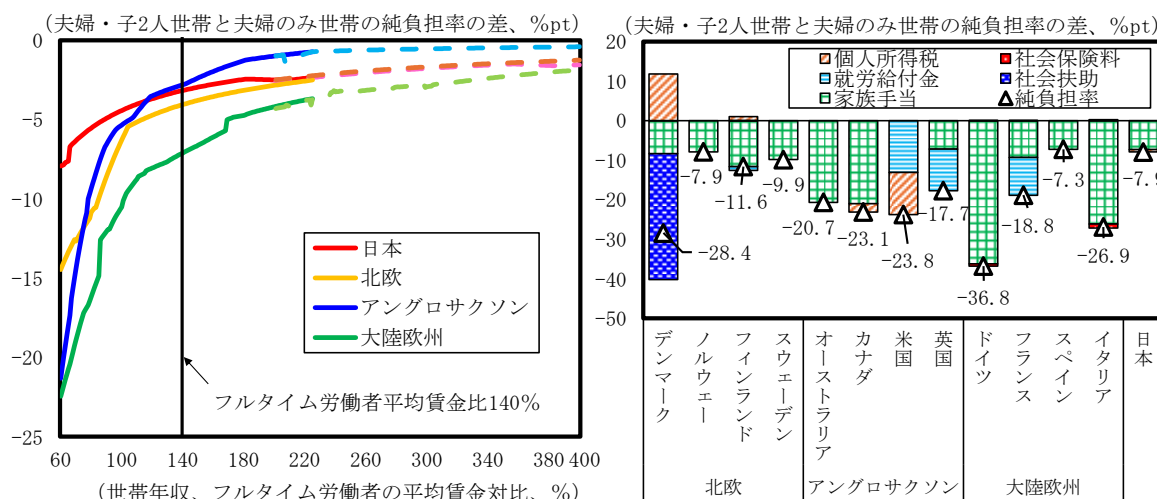
世帯年収が平均賃金比 60%の世帯における純負担率の内訳を見ると、日本の純負担率はドイツに次いで高い水準にあり、そのほとんどを社会保険料負担が占めている（図表2右）。税・社会保険料負担が就労給付金や社会扶助によって軽減されている国も少なくないが、日本では平均賃金比 60%の世帯はこれらの制度の対象となっていない。税率が累進的に上昇する所得税とは異なり、所得に対して原則定率で課される社会保険料の負担⁴が日本の低所得世帯に重くのしかかっていることが分かる。

子育て支援の少なさが日本の低所得世帯の純負担率が突出する要因に

図表3左は、夫婦のみの世帯と比べた「子育て世帯への純負担率軽減幅」を見たものである。

北欧・大陸欧州・アングロサクソンのいずれにおいても、世帯年収がフルタイム労働者の平均賃金比 60%の世帯では、15～25%pt 程度の純負担率の軽減が行われている。同 60%を上回る所得の世帯に対しては所得に応じて軽減幅が小さくなり、高所得世帯への軽減幅はアングロサクソン、北欧、大陸欧州の順に少なくなっている。

図表3：子育て世帯への純負担率軽減幅（左）、平均賃金比 60%所得世帯の軽減幅の内訳（右）



（注1）夫婦・子ども2人世帯は、世帯主年齢40歳、子ども2人（10歳と8歳）の共働き世帯を想定。左図の実線は配偶者が平均賃金比25%の所得を得ているパートタイム労働者である世帯、点線は配偶者が平均賃金比200%の所得を得ているフルタイム労働者である世帯をそれぞれ示している。日本については、2024年10月以降の児童手当拡充は加算し、子育て世帯生活支援特別給付金は除いている。

（注2）右図は世帯主の収入が平均賃金比35%、配偶者との合計世帯収入が平均賃金比60%となる世帯を想定。

（出所）The OECD tax-benefit model. Model Version 2.7.1 より大和総研作成

大陸欧州では高所得世帯全般に高い純負担を求める一方、子どものいる高所得世帯への支援も一定程度行われている⁵。アングロサクソンではそもそも高所得者全般にあまり純負担を求め

⁴ TaxBEN では雇用者が想定されており、日本の世帯の社会保険料支払は厚生年金保険料と健康保険料、雇用保険料で構成されている。

⁵ フランスの所得税における家族除数による税負担軽減（N分N乗方式）や、ドイツにおいて児童手当に代えて児童所得控除を選択可能としていることが、子どものいる高所得者の純負担率軽減幅を大きくする要因となっている。

ない一方、子どものいる高所得世帯への支援も少ないことが特徴である。

日本では、子どものいる世帯の平均年収にあたる平均賃金比約 140%の世帯への支援は、同水準の「夫婦のみ世帯」への純負担率が同程度であるアングロサクソン並みである。同約 140%を上回る世帯については、純負担率がアングロサクソンよりも低いにもかかわらず、子どもがいることによる軽減幅は大きい。対照的に、日本の平均賃金比約 80%を下回る世帯については、純負担率が大陸欧州やアングロサクソンよりも高いにもかかわらず、子どもがいることによる軽減幅は小さい。

世帯年収が平均賃金比 60%の世帯における純負担率軽減幅の内訳を見ると、日本を含む多くの国では家族手当（児童手当等）や就労給付金の増加によって純負担率が低下している（**図表 3 右**）。しかしながら、日本では家族手当による効果が小さく、子育て世帯への純負担軽減幅はスペインとノルウェーに次ぐ小ささになっている。**前掲図表 2**での分析も踏まえると、末吉他（2025）に示された日本の低所得子育て世帯における純負担率の高さは、低所得世帯全般における社会保険料負担の重さと低所得子育て世帯向けの支援の少なさの両面からもたらされた結果といえる。

このため、高市総理が所信表明演説で述べた、社会保障制度における給付と負担の在り方を含む税と社会保障の一体改革を議論する際には、低所得世帯全般の社会保険料負担の軽減や低所得の子育て世帯への支援の強化を検討することが重要である。一方、比較的高所得の世帯には応分の負担を求める余地がある。末吉他（2025）で示されたように、適切な再分配政策によって格差が縮小すれば、人的資本投資等の増加を通じて労働生産性も向上するだろう。

3. 給付付き税額控除による負担調整案の試算

給付付き税額控除は「目的」と「手段」の両面からの検討が必要

諸外国における家計の純負担率の調整では、「給付付き税額控除」が有力なツールとなっている。前述のように、高市政権は給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について国民会議で議論する方針だ。

給付付き税額控除は、税額控除額が所得税や住民税の税額を上回る場合に、控除しきれない差額を現金給付する制度である。単純な税額控除とは異なり、非課税世帯や納税額が少ない低所得世帯にも支援が可能だ。また、所得水準に応じた控除・給付額を設定しやすく、所得再分配機能をより効果的に発揮できる。

諸外国の給付付き税額控除を実施目的と具体的な手段により分類すると、**図表 4**のようになる。日本での導入にあたっても、実施目的と具体的な手段の両面からの検討が必要だ。

図表 4：諸外国における給付付き税額控除の類型

目的		手段	低所得者に重点化された給付		誤支給が起こりにくい範囲での給付	
			精緻な所得・資産捕捉等により誤支給を抑制	相当の誤支給を受容		
社会保険料負担軽減	低所得層の税負担・社会保険料負担を緩和するための税額控除					オランダ
就労支援 (勤労税額控除)	自立支援のための就労収入に応じた税額控除		韓国（現在）			韓国（当初）
子育て支援 (児童税額控除)	子どもの人数や世帯状況に応じた税額控除		英国（現在）	英国（当初）	米国	
消費税逆進性対策	低所得層を中心に基礎的生活費の消費税相当分の税額控除					

カナダ

（注）現在、英国の制度およびカナダの児童手当は給付として行われているが、過去の制度改革の経緯から給付付き税額控除の一類型とされる。

（出所）森信（2024）、橋本（2010）、島村（2014）、栗原（2012）、税制調査会（2009）をもとに大和総研作成

高市首相は片山さつき財務大臣に対し、「特に社会保険料負担で苦しむ中低所得者対策としての給付付き税額控除の制度設計に着手」することを指示した⁶。給付付き税額控除を導入する目的として、当面は社会保険料の軽減が念頭に置かれるとみられる。

英国や米国、カナダでは子育て支援を目的の一つとして給付付き税額控除を行う一方、日本では児童手当の所得制限を 2024 年 10 月分から撤廃したばかりである。児童手当の増額や年少扶養控除の復活を主張する政党もあるが、児童税額控除の導入を求める主張は見られない。本節では、給付付き税額控除の導入目的および規模につき検討し、次節で具体的な手段につき検討する。

4 類型・15 ケースの給付付き税額控除を日本に導入した場合の財政規模を試算

前掲図表 4 で示した 4 類型の給付付き税額控除の下で計 15 ケースを想定し、日本に導入した場合の財政規模を試算したのが図表 5 である。

社会保険料負担軽減（A1～A4 案）では、是枝・平石（2025）をもとに一定額の税額控除を実施した上で、控除しきれない差額につき労働所得に係る社会保険料の範囲内で給付する案を想定した。A1・A2 案は 2025 年度税制改正の議論で国民民主党が主張した課税最低限 178 万円、A3・A4 案はいわゆる「106 万円の壁」（20 時間の壁）による手取り減少の完全解消を達成するための水準で控除額を設定している。

勤労税額控除（B1～B6 案）では、生活保護基準未満の所得の世帯に給付を実施する英国型の案（B1・B2 案）と、低所得世帯に通減型の税額控除を創設して就労支援を行う米国型の案（B3～B6 案）を想定した。児童税額控除（C1～C3 案）では、児童手当の増額を想定した。消費税逆進性対策（D1・D2 案）では、末吉他（2025）で示された現役低所得世帯に限って税額控除を新設する案を想定した。

⁶ 日本経済新聞 電子版「高市早苗首相の 18 閣僚への指示書、全文明らかに」（2025 年 10 月 23 日）

図表 5 : 4 類型の給付付き税額控除を日本に導入した場合の財政規模

類型		想定（青文字部分は増税項目）		財政規模	参考文献
社会保険料負担軽減	課税最低限 178万円達成	A1	1人2.75万円の税額控除（労働所得にかかる社会保険料相当まで給付可、A2・A3・A4も同様）を新設＋所得税の基礎控除を原則58万円に縮小	1.1兆円	是枝・平石 (2025)
		A2	1人5.65万円の税額控除を新設＋所得税の基礎控除を廃止	0.0兆円	
	社会保険料の壁 完全解消	A3	1人15万円の税額控除を新設＋所得税の基礎控除を原則58万円に縮小	6.9兆円	
		A4	1人15万円の税額控除を新設＋所得税・住民税の基礎控除を廃止	1.6兆円	
勤労 税額控除	生活保護制度 と接続（英国型）	B1	現役世帯のうち生活保護基準未満の所得の世帯に給付を実施（現在の生活扶助費と同程度の水準）	0.6～1.3兆円	
		B2	B1と同様（現在の生活扶助費の半額程度の水準）	0.3～0.6兆円	
	低所得世帯に 一定の就労支援 （米国型）	B3	65歳未満の非被扶養者で年収200万円以下の者に20万円、年収200～300万円の者に通減の税額控除を新設	3.3兆円	制度・規制 改革学会 (2025)
		B4	B3＋65歳未満の所得税基礎控除廃止	▲数千億円	
		B5	65歳未満の非被扶養者で年収200万円以下の者に年収の10%、年収200～300万円の者に通減の税額控除を新設	2.2兆円	
		B6	B5＋65歳未満の所得税基礎控除廃止	▲1兆数千億円	
児童税額控除		C1	児童手当をドイツ並みの水準まで増額（子ども1人あたり月2.2万円に増額）	1.8兆円	
		C2	低所得世帯向けの児童手当加算をドイツ並みの水準（子ども1人あたり月2.5万円を6.4%の世帯に給付）で実施	0.2兆円	
		C3	C1＋C2を実施	2.1兆円	
消費税逆進性対策		D1	65歳未満の年収350万円以下世帯に大人1人5万円・子ども1人2.5万円の税額控除を新設	0.6兆円	末吉他 (2025)
		D2	D1＋消費税軽減税率廃止	▲0.6兆円	

（注 1）財政規模を赤字で記載した項目は、現行の所得・資産捕捉の枠組みでは相当の誤支給が生じる恐れがあるが、試算では誤支給分を考慮していない。A1・A2、B3～6、D1・D2 は参考文献の試算結果を利用。

（注 2）特に記載のないものは年額。A3・A4 の 15 万円は年収 106 万円健康保険・厚生年金に加入する際に発生する保険料相当額。C1・C2 は、フルタイム平均賃金対比の子ども 1 人あたりの支給額が G7 最高水準のドイツと同程度とすることを想定した。

（注 3）A1～A4 の財政規模は、2025 年度税制改正を踏まえた 2025 年度の税収と比較した。2025 年度の税収は是枝・平石・山口（2025）の試算を用いた。

（出所）各種資料をもとに大和総研作成

以上の想定では、財政負担を軽減するため、一定の増税を前提に税額控除を創設したものも含まれる。低所得者支援を手厚くすればするほど財政規模が拡大し、中高所得者により多くの負担を求めなければならない。また、現行の所得・資産を捕捉する枠組みにおいては、実施方法によっては相当の誤支給が生じる恐れがある点にも留意が必要であり、次節で検討する。

社会保険料納付者に限り税額控除を与えれば「社会保険料の壁」の軽減・解消が可能

勤労税額控除や社会保険料還付付き税額控除は、自ら社会保険料を納める者のみを税額控除の対象とすることで、社会保険につき扶養を外れ自ら加入する際（社会保険加入時）の手取り額の減少（いわゆる「社会保険料の壁」）を軽減・解消することができ、「働き控え」の緩和・解消および社会保険への加入を促す効果もある。

図表 6 は、社会保険加入条件前後の手取り額（年額）について、給付付き税額控除導入による変化を示した（社会保険加入条件に達する前には配偶者の扶養を受けている場合を想定）。

前掲図表 5 で示した想定のうち、A1 案（一律 2.75 万円の税額控除）・A3 案（一律 15 万円の税

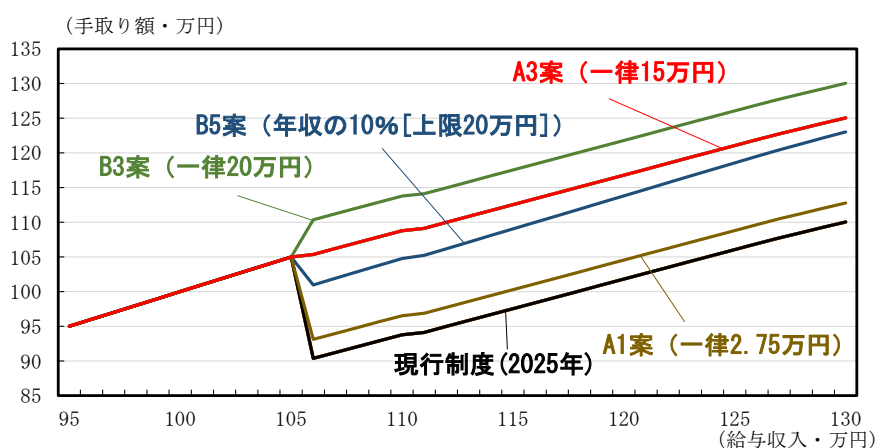
額控除)・B3 案 (一律 20 万円の税額控除⁷⁾・B5 案 (年収 200 万円以下の者に年収の 10%の税額控除) を実施した場合である。

厚生年金・健康保険に加入するための最低限の年収は約 106 万円⁸⁾であり、その際の社会保険料が年 15 万円程度である。そのため、A3 案の一律 15 万円の税額控除を行えば、社会保険加入時の社会保険料負担をおおむね相殺し、いわゆる 106 万円の壁 (20 時間の壁) を解消できる。

B3 案の一律 20 万円の税額控除とすると、年収 106～136 万円程度で社会保険料よりも給付の方が多くなり、「社会保険料の壁」を解消する目的としては過剰である。

A1 案や B5 案のように、年収 106 万円の者の社会保険料に至らない程度の税額控除額であっても、社会保険加入による手取り額の減少幅は小さくなり、社会保険加入直前と同額の手取り額を得るために稼がなければならない年収の水準はより低くなる。

図表 6：給付付き税額控除導入による社会保険加入条件前後の手取り額 (年額) の変化



(注 1) 図表中の表記は前掲図表 5 における想定による。社会保険料納付者に限り税額控除が与えられるとした。

(注 2) 社会保険は、年収 105 万円以下の場合には配偶者の扶養に入り、年収 106 万円以上の場合に厚生年金・協会けんぽに加入すると仮定した。

(出所) 税法等をもとに大和総研作成

独・伊・加など低所得世帯に手厚い子育て支援を行う国も

図表 7 は、主要 7 カ国 (G7) の児童手当・児童税額控除の対象世帯収入とフルタイム労働者の平均賃金対比の給付水準の関係を示したものだ。日本と英国は世帯収入にかかわらず給付水準が一律であるのに対し、残りの 5 カ国は世帯収入に応じて給付水準が変動する制度になっている。

日本の子育て世帯の平均的な所得層に相当する、フルタイム平均賃金比 140%の所得の世帯

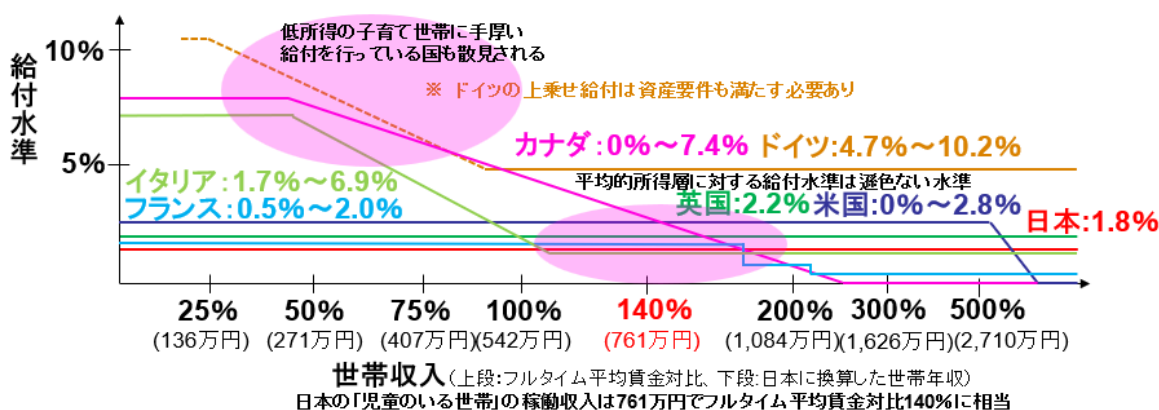
⁷ 正確な前提は前掲図表 5 に示す通りである。

⁸ 厚生年金・健康保険に加入するには一定規模以上の企業で週 20 時間以上の勤務が必要であり、全国最低の最低賃金 (2025 年度で時給 1,023 円) で週 20 時間働いたときの年収が約 106 万円である。

で比較すると、全ての世帯収入に対して給付水準の高いドイツを除けば、日本の給付水準は G7 の中で特段低くはない。

しかし、ドイツ・イタリア・カナダには低所得世帯ほど給付額が高くなる仕組みがあり、フルタイム平均賃金比 60%の所得の世帯で比較すると、日本の給付水準はこれらの国の半分以下である。米国・英国・フランスとは大差ない水準だが、これらの国では平均賃金比 60%の所得の世帯が就労給付金の対象になっていることを考慮すると（前掲図表 3 右）、日本の低所得の子育て世帯は G7 で特に支援が乏しい状況に置かれているものと考えられる。

図表 7：主要 7 カ国（G7）の児童手当・児童税額控除の対象世帯収入と給付水準（フルタイム平均賃金対比の水準）



(注) 原則として夫婦と子ども 2 人の世帯における子ども 1 人あたりの給付額を用いた。米国は夫婦共同申告の場合。英国は長子とそれ以外で給付額が異なるので、その平均額を用いた。フランスの児童手当は第 1 子には支給されないため、第 2 子に対する給付額の半額を用いた。フランスではこのほか家族除数による税負担軽減も行われる (N 分 N 乗方式)。ドイツの児童手当の上乗せ給付は、親が生活扶助の対象となっていない世帯が対象。イタリアは 0~18 歳の子どもの給付額を用いた。カナダは 6~17 歳の子どもの給付額を用いた。

(出所) 各国政府機関ウェブサイト等をもとに大和総研作成

4. 給付付き税額控除の執行上の課題と日本での実現に向けたロードマップ

前掲図表 4 に示した通り、給付付き税額控除は低所得者に重点を置いた給付を行うことも可能である一方、相当の誤支給が生じる懸念もある。英国や韓国は所得・資産等の捕捉の仕組みを整備しながら給付付き税額控除をアップデートさせてきた歴史があり、これらの国の経験が参考になるだろう。

米国は勤労税額控除で約 3 割の誤支給

所得や資産の捕捉が十分でないまま給付付き税額控除を実施する場合の問題を検討する上では、米国などの事例が参考になるだろう。

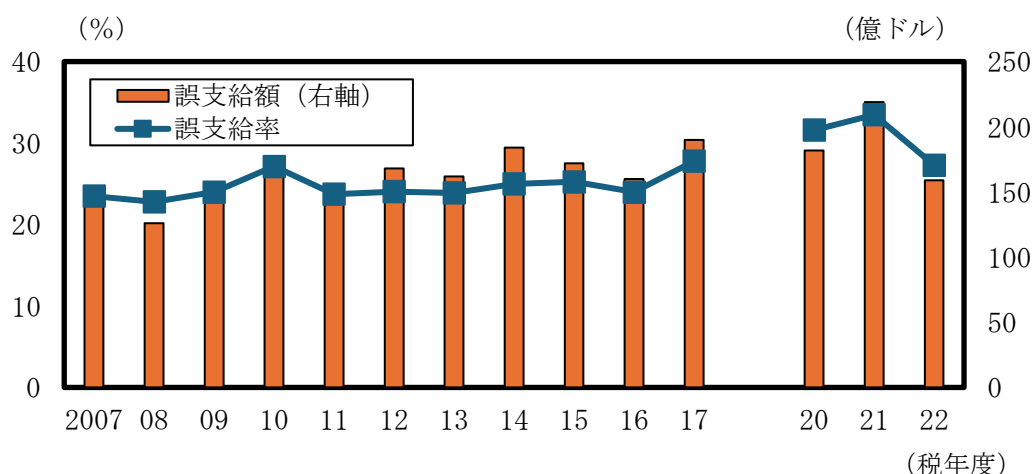
米国の EITC (Earned Income Tax Credit、勤労所得税額控除) は、低所得の勤労世帯を支援するための税制上の税額控除制度で、税額から引ききれない控除額は給付される。所得水準と

扶養する子どもの数に応じて段階的に決定される仕組みで、子どもが多いほど控除額が増えるが、一定所得を超えると減額される。1975年に導入され、1993年のクリントン政権時に大幅拡充された制度である。

ただし、EITCには約3割もの誤支給があるという（図表8）。米国のIRS（内国歳入庁）によると、2022税年度（2023・2024年処理分）には総額約584億ドルの申請があった。IRSの推計では、申請額の約27%が誤支給で、約159億ドルに相当する。この誤支給については大半が過剰支給と指摘されている⁹。これほど多くの誤りがあるのは、複雑な制度が背景にある。所得を誤って申告したり、子どもの年齢要件や同居期間などの資格要件を満たしていなかったり、両親が同じ子どもを重複申告したりと、誤支給の要因は様々だ。

もちろん、IRSは確定申告から還付までの間に誤りを指摘・修正したり、過剰支給に対して事後的に誤支給額を徴収したりすることもある。さらに、不正申告に対する最大10年間の支給停止措置などのペナルティも存在する。しかしながら、制度の複雑さや回収コストの高さから、誤支給の多くが回収されないままであることが課題とされている。

図表8：米国の勤労所得税額控除の誤支給額と誤支給率



(注) 誤支給額・誤支給率は IRS による推計値。2013 税年度以前は事後的な修正分は差し引かれており、2014 税年度以降は事後的な修正分は差し引かれていない。過剰支給と過少支給の両方が含まれ、大半が過剰支給とされる。誤支給率は EITC の総支給額に占める誤支給額の割合。Agency Financial Report による 2018・2019 税年度の誤支給額・誤支給率の推計値は欠損している。

(出所) 米国財務省 “Agency Financial Report” より大和総研作成

英国はシステム構築によりプッシュ型支援と誤支給削減を実現

英国では、公的扶助に係る不正受給と誤支給への対応がユニバーサルクレジット (Universal Credit、以下、UC) 導入の一因となった¹⁰。そもそも、誤支給が発生する原因の一つは、意図的もしくは偶発的な所得の誤申告にある。UC においては、源泉徴収制度によって算

⁹ Wessel et al. (2025) を参照。

¹⁰ 山下 (2015) を参照。

定された賃金のデータが給付主体である労働年金省（Department for Work and Pensions）に共有されるため、給付を受ける者が所得の申告を行わないシステムとなっている。

このプッシュ型の仕組みによって、給付対象外の世帯への過剰支給だけでなく、本来の給付対象世帯への過少支給も抑えられる。英国政府は捕捉率（本来制度の対象となるべき世帯に対する実際の支給世帯の割合）を公表していないが、90%以上との推計結果もある¹¹。これは申請主義をとる日本の生活保護制度と対照的だ。日本では生活保護基準以下の所得水準の世帯に対する生活保護の捕捉率が10～30%程度と低い水準にとどまる¹²。背景には、日本の生活保護制度は諸外国よりも扶養を求める親族の範囲が広いことや、受給にはスティグマ（社会的烙印）が存在することがあるとされる。英国のようなプッシュ型の仕組みを作ることができれば、日本でも低所得の現役層に対する支援の実効性を高めることができる。

UCのシステム整備には多額のコストと時間を要する。英国の労働年金省によれば、UCの実施にかかるコストの総額は約29億ポンドと推計されている。また、UC導入は2010年に議論が始まり既に運用が開始されているが、現在も制度整備が完了しておらず、完了は2028年の予定と発表されている¹³。

もっとも、UCの導入で誤支給が完全になくなったわけではない。2024～25年のUCの給付支出における過剰支給の推定割合は9.7%で、約64億ポンドに上るとされている¹⁴。公的扶助における誤支給の撲滅は困難とみられるが、システム整備によって件数を大幅に減らすことは可能といえる。

韓国は所得捕捉の精度向上努力とともに制度を拡充

韓国では、国民基礎生活保障制度（日本の生活保護にあたる制度）の対象ではないものの低所得である世帯の就労を促し経済的自立を支援するため、2008年（給付開始は2009年）に勤労奨励税制（給付付き税額控除）を導入した¹⁵。

制度開始当初は自営業者の所得捕捉率の低さを理由に給付対象を雇用者のみに限定していたが、2013年の制度改正（2015年より適用）によって自営業者も対象に加えられ、勤労奨励税制を所管している国税庁の人員を増員するなど、税務行政体制も強化された。加えて、支払われた全ての所得がホームタックス（国税庁の税務手続き支援システム）に提出されたり、クレジットカード取引記録が与信専門金融業協会から国税庁にオンラインで常時提供されたりするなど、税務行政のデジタル化が進んだ。複数の職から給与を得る労働者や自営業者の所得捕捉を向上させる取り組みも進められている。

¹¹ 鶴田（2025）によると、未請求は約125万世帯と推計される。

¹² 駒村（2003）、戸室（2016）などを参照。

¹³ UC導入の完了は、当初2017年10月とされていた。その後、システム開発等の問題で遅れが生じ、現在は2028年に完了予定である。なお、コロナ禍も遅延の要因となっている。

¹⁴ National Audit Office（2025）を参照。

¹⁵ 勤労奨励税制を含む韓国の税務行政については、田近・花井（2020）、一山（2019）、税制調査会（2017）を参照。

このように、給付付き税額控除の導入当初は対象を所得捕捉が容易な給与所得者に限定した上で、所得・資産状況の把握に必要な体制強化に従い、対象を拡大させていくという形式も一案であろう。

第1ステップとして既存の制度を前提に「社会保険料還付付き税額控除」実施を

給付付き税額控除の対象を低所得の個人・世帯に限定すると、必要な予算規模を少額に抑えることができる。しかし、所得水準の低い個人・世帯ほど離職・転職が多かったり¹⁶、複数の事業所で働いていたりする傾向があるため¹⁷、行政当局は正確な所得を捕捉しにくい。所得や資産の捕捉が不十分な中、納税者の申請に基づき低所得の個人・世帯への給付に差を付ける仕組みとすると、米国のように誤支給が生じやすくなる。

カナダのように、ある程度の所得の個人・世帯までは給付を一律とし、それを超える範囲で給付額を逡減・消失させていくこととすると、「低所得者については原則として定額であり、不正受給の恐れがないこと、高所得者については所得制限があるが、高所得者にとって受給額は少額なため不正受給のインセンティブが小さい¹⁸」ために、誤支給が生じにくい。日本で2024年9月まで行われていた児童手当の所得制限もこれに相当する。日本で給付付き税額控除を導入するにあたっては、既存の所得捕捉の枠組みの下で誤支給を抑える手段として、所得制限を設けないか、比較的高所得の者を除外する形での実施が望ましい。

また、日本の社会保障制度の構造上、高齢者は税計算において公的年金等控除による多額の控除が認められており、低所得である場合は年金生活者支援給付金も支給されていることで純負担率が低い。加えて、社会保険の扶養の範囲内で収入を得る者がいる世帯は、世帯収入に比して社会保険料負担が少なく、純負担率が抑えられている。本来、これらは公的年金等控除の縮小や厚生年金や健康保険の適用拡大などの制度改革によって是正すべき課題である。ただ、これらの解決を待たずに給付付き税額控除を導入する場合は、給付対象を「労働所得に係る社会保険料納付者に限る」ことで、現行制度の問題を拡大せずに実施することが可能である。

日本では、資産や資産性所得が多額である者を完全に捕捉できないことも課題だが、給付付き税額控除の対象者を「労働所得に係る社会保険料納付者に限る」ことで、少なくとも、資産収入やその取り崩しによって生活し、労働所得がない者を給付の対象外とすることができる。

是枝・平石（2025）は、これらの既存の所得捕捉や社会保障制度の枠組みの中で実施できる給付付き税額控除の制度設計として「社会保険料還付付き税額控除」を提案している（図表9）。社会保険料還付付き税額控除では、全ての納税者に一定額の税額控除を創設した上で¹⁹、引き

¹⁶ 国税庁「令和6年分 民間給与実態統計調査」によると、主たる事業所からの給与を得た者で勤続期間が1年未満であった者のうち、その事業所からの給与額が100万円未満である者が約6割である。

¹⁷ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2023）によると、世帯年収400万円未満および1,500万円以上の世帯で、副業を行っている者の割合が高くなっている。

¹⁸ 税制調査会（2009）p. 21

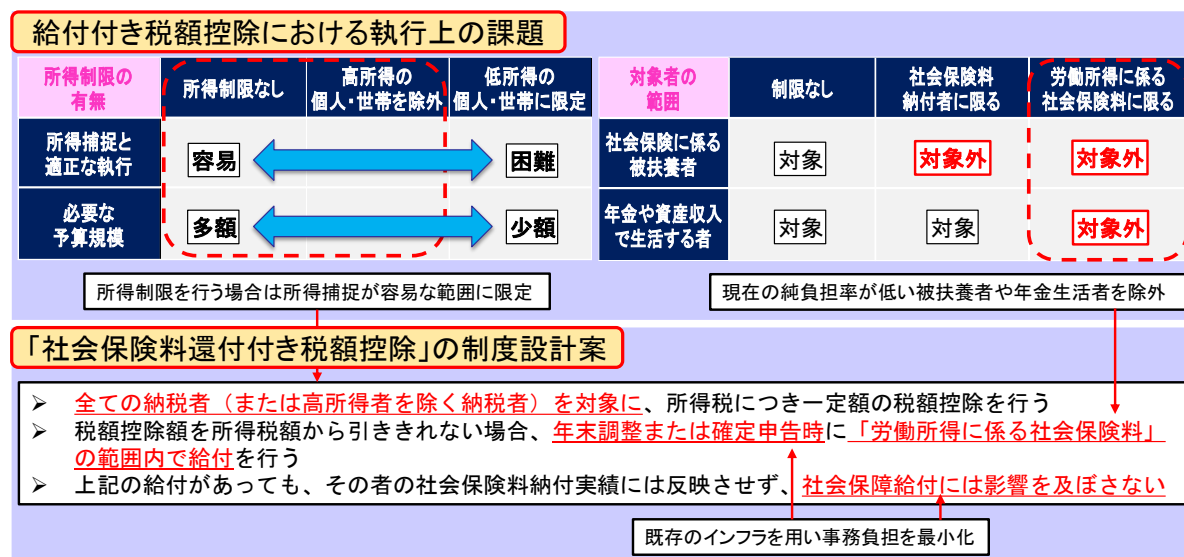
¹⁹ 是枝・平石（2025）では、社会保険料還付付き税額控除に所得制限は設けないこととしているが、比較的高所得の者には控除額を逡減・消失させることも考えられる。

きれなかった差額の現金給付を「労働所得に係る社会保険料」の範囲で実施する²⁰。

日本でこれまでに実施された給付では、主に地方自治体が事務を担ったため、負担の重さが課題であった²¹。一方、社会保険料還付付き税額控除は年末調整か確定申告で行えるため、制度実施による事務負担を最小化できる。

日本で給付付き税額控除を導入するにあたっては、2段階のステップを踏むことが考えられる。まずは、第1ステップとして既存の所得捕捉や社会保障制度の枠組みの下で、「社会保険料還付付き税額控除」により当面の負担調整を実施する。加えて、所得や資産捕捉の枠組みや抜本的な税・社会保障体系の見直しにつき、国民的議論を経た上で時間をかけて整備する。これらの目途が立った段階で、第2ステップとして英国や韓国のようなニーズを的確に反映した精緻な制度にアップデートするとよいだろう。

図表9：既存の制度を前提とした「社会保険料還付付き税額控除」の提案



(出所) 各種資料をもとに大和総研作成

²⁰ 是枝・平石（2025）では、労働所得がない者も対象となる「基礎控除」の一部または全部を社会保険料還付付き税額控除に置き換えるため、労働所得に係る社会保険料がない者も税額控除は受けられる制度設計としている。

²¹ 熊谷（2025）を参照。

【参考文献】

David Wessel, Alex Conner and Andrew Rosin (2025) “The Earned Income Tax Credit at 50: Past, Present, and Future” THE BROOKINGS INSTITUTION

National Audit Office (2024) “Progress in implementing Universal Credit”, pp.13-18

National Audit Office (2025) “Tackling benefit overpayments due to fraud and error”, pp.12-15

一山梢 (2019) 「韓国の税務行政の概要」、税務大学校『税大ジャーナル』第 30 号、pp. 201-218

鎌倉治子 (2017) 「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置」、国立国会図書館『レファレンス』No. 795、pp. 103-119

熊谷俊人 (2025) 「国が一元的な制度設計を 自治体を疲弊させる『現金給付』に異議あり」、中央公論新社『中央公論』2025 年 9 月号、pp. 132-137

栗原克文 (2012) 「給付付き税額控除制度の執行上の課題について」、税務大学校『税大ジャーナル』第 18 号、pp. 97-118

駒村康平 (2003) 「低所得世帯の推計と生活保護制度」、慶應義塾大学商学部『三田商学研究』第 46 巻第 3 号、pp. 107-126

是枝俊悟・平石隆太 (2025) 「[働く低所得者の負担を軽減する『社会保険料還付付き税額控除』の提案](#)」(大和総研レポート、2025 年 10 月 10 日)

是枝俊悟・平石隆太・山口茜 (2025) 「[『103 万円の壁』与党修正案の家計とマクロ経済への影響試算 \(第 5 版\)](#)」(大和総研レポート、2025 年 3 月 19 日)

島村玲雄 (2014) 「オランダにおける所得税と社会保険料の統合の意義について—1990 年改革を中心に」、日本財政学会『「社会保障・税一体改革」後の日本財政 財政研究第 10 巻』pp. 163-180

末吉孝行・吉田亮平・山口茜・小林若葉・吉井希祐・菊池慈陽 (2025) 「[日本が取り組むべきは『現役期』の格差是正](#)」(大和総研レポート、2025 年 8 月 25 日)

税制調査会 (2009) 「政府税制調査会海外調査報告 (アメリカ・カナダ)」、税制調査会第 5 回スタディ・グループ (2009 年 8 月 6 日) 提出資料

税制調査会 (2017) 「政府税制調査会海外調査報告 (韓国) (報告書)」、第 10 回税制調査会 (2017 年 6 月 19 日) 提出資料

制度・規制改革学会 (2025) 「給付付き税額控除の設計案」

田近栄治・花井清人 (2020) 「韓国勤労奨励税制 (EITC 制度) の運営と残された課題」、成城大学経済研究所『経済研究所年報』第 33 号、pp. 55-73

鶴田禎人（2025）「イギリスにおけるユニバーサル・クレジットのデジタル化：その現状と課題」、日本医療福祉政策学会『医療福祉政策研究』第8巻第1号、pp. 75-85

独立行政法人労働政策研究・研修機構（2023）「副業者の就業実態に関する調査」、JILPT 調査シリーズ No. 231

戸室健作（2016）「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」、山形大学人文社会科学部『山形大学人文学部研究年報』第13号、pp. 33-53

森信茂樹（2024）「ベーシックインカムと給付付き税額控除—デジタル・セーフティネットの提言—」、財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第157号、pp. 31

橋本恭之（2010）「消費税の逆進性とその緩和策」、会計検査院『会計検査研究』第41号 pp. 35-53

山下慎一（2015）「公的扶助の不正受給防止に関する比較法的考察：イギリスのユニバーサルクレジットにおける情報技術の活用を例として」、福岡大学『法学論叢』第60巻第3号、pp. 369-403